

2020年4月18日

内閣総理大臣
新型コロナウイルス感染症対策本部本部長
安倍晋三 様

一般社団法人 大学女性協会
会長 鷺見八重子

新型コロナウイルス感染症拡大の危機に際し
女性および社会的弱者への現状に適切な対応を求める要望書

一般社団法人大学女性協会は昭和21年に創立され、高等教育を受けた女性たちがその学びを社会に還元するとの使命をもって、女性の高等教育の促進・ジェンダー平等の推進・国際協力と平和、を目指して活動を展開しています。現在は、「教育・ジェンダー・共生」のテーマのもとに、国連の開発目標SDGsの徹底とジェンダー平等の真の実現に向けて、調査研究・シンポジウムその他の活動を行っています。

国連女性機関 UN WOMEN では、感染拡大は単なる健康問題ではなく、その影響が女性と子どもに最も深刻な影響を及ぼすとして10項目を発表し、各国の対応策を喚起しました。

日本においても、雇用形態で不利な立場にいる女性や外国人労働者が多く、外出自粛や経済の落ち込みの影響を受けて、数々の深刻な影響が伝えられています。今後、新型コロナウイルス感染に対する様々な対策がとられていくと思われませんが、それに際し、ジェンダー平等や、弱者への配慮を有した視点を導入し、誰ひとり取り残される人が出ない政策の実現を希望します。このことは、東日本大震災の政策決定において女性や社会的弱者への目配りが不足したため、さまざまな悲惨な事態が生じたことへの真摯な反省からも来ています。

新型コロナウイルス感染拡大の現状が、人々の健康だけでなく、社会機能にも重大な影響を与えている局面において、UN WOMEN の10項目に加え、以下の要望を致します。

1. 経済支援やさまざまな救済策の意思決定の場を、女性が30%以上となるように構成する。政策のすべてをジェンダーの知見を持った人員の下で、ジェンダーの視点を入れて実行する。
2. 経済支援や救済策のすべてに、働き方改革により急増しているフリーランスおよび非正規労働者に迅速に十分なセーフティーネットを提供することを強く要望する。また、住居のない国民についても支援対象者に含むことを要望する。

<その他の具体的な要望>

3. 経済支援・救済策のすべてにおいて、DV被害から別居せざるをえない被害者にも届くよう、世帯単位ではなく個人単位で実施する。
4. 相談体制の充実を図り、設置個所と人員配置を拡大し、電話相談の機会をさらに拡充する。電話以外のアクセス方法（ライン他の様々な媒体）を通して周知をはかる。相談時の個人情報管理を徹底し、ビッグデータとして使用する際には、個人の特定化を必ず回避する。
5. 外国にルーツのある住民への情報提供を強化し、ホットラインは24時間体制とする。相談内容に対しては女性や子ども、特に未就学児童や妊産婦への特別配慮を日本人と同等に行う。
6. 外出自粛の長期化に鑑み、NHKに対するE-テレの番組編成工夫への協力要請や、小中高校生へのオンライン授業の環境整備を迅速に具現化する。オンライン授業実施のためにパソコンや通信機器の貸与が必要な場合、通信料など関連する諸経費も含めた貸与とし、貸与者への経済的負担を増やすことを避ける。

以上

2020年4月18日

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）
橋本 聖子 様

一般社団法人 大学女性協会
会長 鷺見八重子

新型コロナウイルス感染症拡大の危機に際し
女性および社会的弱者への現状に適切な対応を求める要望書

一般社団法人大学女性協会は昭和21年に創立され、高等教育を受けた女性たちがその学びを社会に還元するとの使命をもって、女性の高等教育の促進・ジェンダー平等の推進・国際協力と平和、を目指して活動を展開しています。現在は、「教育・ジェンダー・共生」のテーマのもとに、国連の開発目標SDGsの徹底とジェンダー平等の真の実現に向けて、調査研究・シンポジウムその他の活動を行っています。

国連女性機関 UN WOMEN では、感染拡大は単なる健康問題ではなく、その影響が女性と子どもにも最も深刻な影響を及ぼすとして10項目を発表し、各国の対応策を喚起しました。

日本においても、雇用形態で不利な立場にいる女性や外国人労働者が多く、外出自粛や経済の落ち込みの影響を受けて、数々の深刻な影響が伝えられています。今後、新型コロナウイルス感染に対する様々な対策がとられていくと思われませんが、それに際し、ジェンダー平等や、弱者への配慮を有した視点を導入し、誰ひとり取り残される人が出ない政策の実現を希望します。このことは、東日本大震災の政策決定において女性や社会的弱者への目配りが不足したため、さまざまな悲惨な事態が生じたことへの真摯な反省からも来ています。

新型コロナウイルス感染拡大の現状が、人々の健康だけでなく、社会機能にも重大な影響を与えている局面において、UN WOMEN の10項目に加え、以下の要望を致します。

1. 経済支援やさまざまな救済策の意思決定の場を、女性が30%以上となるように構成する。政策のすべてをジェンダーの知見を持った人員の下で、ジェンダーの視点を入れて実行する。
2. 経済支援や救済策のすべてに、働き方改革により急増しているフリーランスおよび非正規労働者に迅速に十分なセーフティーネットを提供することを強く要望する。また、住居のない国民についても支援対象者に含むことを要望する。

<その他の具体的な要望>

3. 経済支援・救済策のすべてにおいて、DV被害から別居せざるをえない被害者にも届くよう、世帯単位ではなく個人単位で実施する。
4. 相談体制の充実を図り、設置個所と人員配置を拡大し、電話相談の機会をさらに拡充する。電話以外のアクセス方法（ライン他の様々な媒体）を通して周知をはかる。相談時の個人情報管理を徹底し、ビッグデータとして使用する際には、個人の特定化を必ず回避する。
5. 外国にルーツのある住民への情報提供を強化し、ホットラインは24時間体制とする。相談内容に対しては女性や子ども、特に未就学児童や妊産婦への特別配慮を日本人と同等に行う。
6. 外出自粛の長期化に鑑み、NHKに対するE-テレの番組編成工夫への協力要請や、小中高校生へのオンライン授業の環境整備を迅速に具現化する。オンライン授業実施のためにパソコンや通信機器の貸与が必要な場合、通信料など関連する諸経費も含めた貸与とし、貸与者への経済的負担を増やすことを避ける。

以上